

日本テコンドー協会審査法

J T A 審査同一季複数回受験許可法

2014年6月23日
日本テコンドー協会
宗師 範 河 明生

日本テコンドー協会（以下、J T A）は、四季毎の審査会における同一季の複数回受験を次のように定める。

第1条 定義

同一季の複数回受験とは、四季毎に開催される審査会において複数回の受験を許可することをいう。
たとえば、第108回夏季審査会岡山会場で受験し合格した者が、
第108回夏季審査会彦根会場でも連続して受験することを許可することをいう。

第2条 要件

同一季の複数回受験は、下記の要件を満たさなければ受験できない。

- 1, 昇段審査受験者は、次の二つの要件を満たした場合に限り、同一季の複数回受験を許可する。
 - ①18歳以上の受験者でなければならない。
 - ②再審査課題がある場合に限り同一季の複数回受験を許可する。
- 2, 昇級審査受験者は、次の三つの要件を満たした場合に限り同一季の複数回受験を許可する。
 - ①18歳以上の受験者でなければならない。
 - ②同一季の審査結果が1階級合格者でなければならない。
 - ③同一季の二回目の受験時が1階級昇級を希望する場合でなければならない。
- 3, 昇級審査において1級に合格した者は、次の二つの要件を満たした場合に限り同一季の昇段審査受験を許可する。
 - ①18歳以上の受験者でなければならない。ただし、J T A全日本大会選抜者は、18歳未満であったとしても定められた期日までの昇段が出場要件であることを配慮し、

特例として昇段審査受験を認める。

②受験希望者が所属するクラブ・体育会等の責任者の許可を必要とする。当該責任者は情に流されず、当該受験希望者の稽古出席率を客観視し、許可不許可を判断しなければならない。

第3条 同一季の複数回受験の上限

- 1, 昇段審査受験者は、3回を上限とする。
- 2, 昇級審査受験者は、2回を上限とする。

以上